

## 官業の民間開放に関するヒアリングの質問について

### ● 質問

本年8月3日中間とりまとめの際の貴庁の意見として「防衛施設にはその特性上、民間に開放すべきでないものがあると考えられるため、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみすべてを検討対象とするのは適切ではない。」と述べられているが、防衛施設といえども、英國国防省のPPPの例（後方支援等まで対象）に見られるように、民間開放の例外とはいえないと考えるが、上記意見の具体的な理由を伺いたい。

### ● 回答

「防衛施設」とは、法令上、あらゆる自衛隊の施設及び在日米軍の施設・区域をいうものであり、検討事項例にあがっているいわゆる庁舎、宿舎等も含まれていることから、およそ防衛庁の施設の全てが対象となる「防衛施設」という用語を当該例示の中に使用することは適切ではないと考えている。

また、「防衛施設」の中には、例えば秘密保全の観点から「民間開放」すべきではない施設もあると考えている。

以上のことから、「防衛施設にはその特性上、民間に開放すべきでないものがあると考えられるため、防衛庁及び在日米軍に係る施設のみすべてを検討対象とするのは適切ではない。」としたものであって、「防衛施設」という理由のみをもって、その全てについて検討対象とすることを否定したものではない。

防衛庁としては、PFI事業の活用について検討した結果、以下に示す分野においてその活用が考えられるとの結論を得たところであり、これ以外の分野についても今後PFI事業の推進をさらに検討することとしている。

- ① 公務員宿舎
- ② 広報施設
- ③ 厚生施設

官業民営化等WGヒアリング調査票（防衛施設）

[所管省庁名： 防衛庁]

1. 名称	防衛施設
2. 根拠法令	防衛庁設置法第5条第13号
3. 実施主体	国
4. 従事者数	一
5. 予算額	一
6. 事業の内容	自衛隊の任務遂行に必要な装備品、船舶、航空機等（以下「装備品等」という）を維持・修理し、必要な装備品等を必要な所に輸送すること
7. 民間移管の具体的な内容	<p>装備品等の維持・修理に関しては、例えば航空機については、基本的には、飛行前後の点検や定期検査は自衛隊が実施し、主要構造物の分解検査等を伴う定期修理は役務契約を締結し、民間役務を活用している。</p> <p>また、輸送に関しては、自衛隊による輸送が困難又は適切でない場合には、訓練や維持・修理の実施に必要な物品等の輸送やPKO等による人員・物品等の輸送について役務契約を締結し、民間役務を活用している。</p>
8. 更なる民間開放についての見解	<p>自衛隊は、有事に対応し、我が国の平和と独立を守り國の安全を保つことを主たる任務としている組織である。このような自衛隊の任務を遂行するためには、装備品等の維持・修理や物品等の輸送等を所要に応じ、確実に行なうことが必要であるが、有事が、その性質上、戦闘行為が行われる蓋然性が高い事態であることからすれば、そのような事態において、民間事業者による役務の提供を常に期待し得るものではないと考える。このような意味で装備品等の維持・修理や物品等の輸送に係る能力の多くを民間に依存することは困難であると考える。</p> <p>他方、現下の厳しい財政事情をも踏まえ、装備品等の維持・修理や物品等の輸送の包括的民間委託については、個別具体的な役務の性質に照らし、我が国の平和と独立を守り國の安全を保つという自衛隊の任務の遂行の観点に留意しつつ、その可能性について検討を行うこととしている。</p>